

令和7年度

事業概要

健康局

目 次

I	健康局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和7年度 主要事業の概要	4

I 健康局の概要

1. 局長 熊谷 保徳

2. 局の職員数 352 人（令和 7 年 4 月 18 日現在）

3. 令和 7 年度予算の概要

（1）一般会計

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,308,613	5 衛生費	36,957,083
18 国庫支出金	2,932,992	13 教育費	1,151,476
19 県支出金	159,304		
20 財産収入	13,192		
21 寄附金	0		
22 繰入金	7,303		
24 諸収入	6,717,365		
25 市債	11,432,000		
歳入合計	22,570,769	歳出合計	38,108,559

（2）介護保険事業費

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	41,988	3 地域支援事業費	182,557
2 国庫支出金	67,696		
3 県支出金	33,847		
4 支払基金交付金	5,179		
5 繰入金	33,847		
歳入合計	182,557	歳出合計	182,557

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)衛生上の統計に関すること。
- (3)健康創造都市K O B Eの推進に関すること。

地域医療課

- (1)地域医療の確保に関すること。
- (2)救急医療対策に関すること。
- (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (4)看護師の確保の支援に関すること。
- (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。
- (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。
- (7)神戸こども初期急病センターに関すること。

食品衛生課

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

環境衛生課

- (1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

〔動物管理センター〕（第4類事業所）

斎園管理課

- (1)市立の墓園及び斎場に関すること。
- (2)墓地及び埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

＜墓園管理センター＞（第3類事業所）

- (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。

〔鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所〕（第4類事業所）

＜斎場管理センター＞（第3類事業所）

- (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。

〔甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場〕（第4類事業所）

保健所（部相当の行政機関）

保健課

- (1)保健事業の企画、推進、調整及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)健康危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)歯科口腔保健に関すること。
- (5)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)結核及び感染症に関すること。
- (8)予防接種及び健康被害に関すること。
- (9)公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。
- (10)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに關

すること。

- (12)保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。

＜口腔保健支援センター＞（第3類事業所）

- (1)歯科口腔保健に関すること。

医務業務課

- (1)医務に関すること。
- (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。
- (3)薬務に関すること。
- (4)献血に関すること。
- (5)保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。
- (6)食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

食品衛生課

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。

環境衛生課

- (1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

〔動物管理センター〕（第4類事業所）

※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

家庭支援課

＜母子保健係＞

- (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関すること（母子保健事業に限る。）。
- ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

衛生監視事務所（第2類事業所）（東部・西部）

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

食品衛生検査所（第2類事業所）

- (1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)食品の試験及び検査に関すること。

食肉衛生検査所（第2類事業所）

- (1)食肉の試験及び検査に関すること。
- (2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

精神保健福祉センター（課相当の行政機関）
(1)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
保健センター（第2類事業所） （東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西）
(1)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)医務及び薬務に関すること。 (4)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。 (5)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (6)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 (7)結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること（保健課に属するものを除く。）。 (8)予防接種事業に関すること（保健課に属するものを除く。）。 (9)公害（アスベストを含む。）に関すること。 ※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。
健康科学研究所（第1類事業所）
(1)健康科学研究所の検査等に関する信頼性確保業務に関すること。
第1衛生研究部
(1)健康科学研究所の管理及び運営に関すること。 (2)主に食品・環境化学の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (3)主に食品・環境化学の衛生に関する試験及び検査に関すること。
第2衛生研究部
(1)主に感染症の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (2)主に感染症の衛生に関する試験及び検査に関すること。
保健福祉部 （東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
保健福祉課
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課（北）
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課（須磨）
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

Ⅲ 令和 7 年度 主要事業の概要

市民の生命・健康と安全を守るため、令和 7 年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、超高齢化に伴う多死社会への対応、食品衛生・環境衛生、動物愛護の推進に関する施策を展開します。

【医療提供体制の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 災害時の医療提供体制の確保

【保健課・地域医療課】

南海トラフ地震のような大規模災害の発生時に、速やかに医療提供体制を確保できるよう、災害時の救急医療を担う「災害対応病院」に加え、応急処置を担う「救護所」を速やかに開設するための拠点となる各区役所および医師会等関係機関へ衛星通信回線を導入し、災害初動時の救護所の機能を強化します。

また神戸市医師会の災害時神戸メディカルチーム（D-Komet）などと連携し、救護所の設置や医療チームの要請といった南海トラフ地震を想定した初動対応訓練を全区で実施し、実効性のある医療活動につなげます。

(2) 救急医療体制の確保

【地域医療課】

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

また、急な病気やケガをした際に、病院受診の判断に迷う場面で看護師からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センターこうべ（＃7119）」について、令和 7 年度中に兵庫県へ事業移管し、対象範囲を県全域に拡大します。

(3) 市民病院の運営

【地域医療課】

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

特に、西市民病院については、令和 13 年夏頃の開院に向けた再整備事業に取り組むとともに、西神戸医療センターについては、診療体制の強化を図るため、手術室及び外来診察室の増設に着手します。（令和 9 年夏頃供用予定）

(4) 北神地域の急性期医療の充実

【地域医療課】

北神地域の急性期医療の確保・充実を図るため、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院について済生会兵庫県病院および三田市と連携し、開院に向けて整備を支援します。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

2. 神戸市看護大学の運営

【地域医療課】

市民の保健、医療の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）を引き続き実施するなど、さらなる受験者数の増加や市内就職率の向上に努め、市内医療機関等へ優秀な看護人材を確保します。

【健康寿命の延伸・健康格差の縮小】

1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策

(1) 歯科口腔保健対策の推進

【保健課】

①こども：小学校におけるフッ化物洗口の全校実施

こどものむし歯予防のため、全校の5年生・6年生を対象に、家庭で洗口ができるよう、洗口液を配付します。さらに健康格差の縮小のため、1人あたりのむし歯数が全市の平均より多い学校を重点校として5校選定し、重点校の1年生を対象に、校内の集団洗口を、教育委員会と連携しモデル実施します。

②壮年期：歯周病検診

歯の喪失の主な原因であり、糖尿病の悪化など様々な全身疾患と関連している歯周病を予防し健康増進を図るため、40歳・50歳・60歳の市民に対して歯周病検診を実施します。

③高齢期：オーラルフレイル対策

オーラルフレイルを放置すると要介護状態になりやすいため、65・75歳の市民に対して、地域の歯科医院において口腔機能をチェックし、フレイル予防につなげます。

(2) がん対策の推進

【保健課】

①がん検診の実施

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、受診率向上のため、40歳総合健診無料受診券および20歳子宮頸がん検診無料券の配布や、30歳、50歳、60歳の対象者への個別受診勧奨を行うとともに、口腔がん検診を実施します。

また、子宮頸がん検診について、国の指針改正に伴い新たに示されたHPV検査単独法について、専門家の意見を聴取し、実施に向けた課題整理を行います。

②がん患者の社会参加への支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上および経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見への変化に不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。また、がん患者が仕事と治療を両立するための就労支援セミナーの開催・相談など、がんに関する様々な制度などの情報提供を行います。

③子宮頸がん対策（一部再掲）

子宮頸がんを予防する HPV ワクチン接種は、新たに定期接種の対象となる小学 6 年生の女子に対して個別通知を行うとともに、積極的勧奨を控えてきたことにより、定期接種を逃した女性を対象にしたキャッチアップ接種が令和 7 年度末まで期間延長されたことを受け、改めて周知・啓発を行います。

子宮頸がん検診については、20 歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付等によるがん検診の受診勧奨を行うとともに、子宮頸がん検診の検査方法として国の指針改正に伴い新たに示された HPV 検査単独法について、専門家の意見を聴取し、実施に向けた課題整理を行います。

（３）感染症の予防及びまん延の防止

【保健課・健康科学研究所・地域医療課】

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」に基づき、今後の新興感染症も含め、平時より健康危機に備えた準備を行います。

また、感染症の早期探知と早期対応を目的に構築された「感染症神戸モデル」の取組みとして、学校園や社会福祉施設等への巡回訪問・研修、各区役所での実務者連絡会等を実施し、人材育成・情報共有・地域との連携の強化を図ります。

さらに、令和 13 年夏頃の開院に向けて再整備事業に取り組む西市民病院においては、感染症対応が可能な個室病床の増設や、感染症患者の発生状況に応じて、段階的に感染症病床へ転用できる区画の確保、動線に配慮した施設を整備することで感染症対応機能を強化します。

（４）予防接種の実施

【保健課】

①高齢者のための予防接種

罹患による重症化防止のため、高齢者の新型コロナワクチン、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成に加え、令和 7 年度より新たに定期接種となる 65 歳を対象とした帯状疱疹ワクチンの接種費用についても一部助成を行います。

また、縣市協調事業として実施している帯状疱疹ワクチン接種費用の独自助成について令和 7 年度は、定期接種への円滑な移行を図るため、50 歳以上 60 歳以下の方を対象に実施します。

②こどものための予防接種

子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン（1～13 歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3 歳未満）の接種費用を一部助成します。

小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。さらに、妊娠初期の風しん感染を防止するため、抗体が十分でない方に風しんワクチンの接種費用を一部助成します。

（５）心疾患患者等の再入院の防止

【地域医療課・保健課】

①地域一体型のリハビリテーションプログラム

心疾患患者・呼吸器疾患患者を対象に、急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間での情報共有や、相互連携の推進を目的とした専門職の研修を実施します。

②健康ライフプラザ

健康ライフプラザにおいて、市民病院と連携し、心疾患患者等の在宅復帰後に虚弱状態にある方に対する運動支援事業のモデル実施を継続します。さらに、今後の健康ライフプラザの利活用にかかるサウンディング調査を実施し、より幅広い意見・アイデアの聴取により、施設の活用方針について検討します。

（６）高齢者への健康支援

【保健課】

後期高齢者健診の受診者に対して、高血圧や低栄養などのハイリスク者を抽出し、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が連携して個別の保健指導を実施します。また、つどいの場などでのフレイル予防を含めた健康教育・健康相談を実施するとともに、生活習慣病予防につながる食情報の発信を行うなど、疾病予防・重症化予防に取り組みます。

（７）難病対策

【保健課】

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 348 疾病（令和 7 年 4 月 1 日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

2. 精神保健福祉対策

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進

【保健課・精神保健福祉センター】

①多職種アウトリーチによる早期支援

地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種で構成する専門的なチームによる早期支援を行います。

②退院促進支援による地域移行の推進

精神科病院の職員に対して、障害福祉サービス等の知識を提供し、入院患者に対して、自らの入院経験をもとに具体的なアドバイスを行うピアサポーターとの交流機会を提供する等、積極的な退院促進支援と地域への移行を推進します。

(2) 自殺対策

【保健課・精神保健福祉センター】

①自殺未遂者対策

全自殺者のうち4割に自殺未遂歴があることから、自殺未遂者への対策として、自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が本人やその家族と面談を行い、入院中から継続した支援体制を整え、自殺再企図を防ぎます。

②相談体制の確保

専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、経済的に問題を抱えている人等が対面で相談できる「くらしとこころの総合相談会」を実施します。また、相談体制の充実を図るため電話相談を実施する団体に対して、補助を行います。

(3) 依存症対策

【保健課・精神保健福祉センター】

①依存症家族プログラム

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を実施し、家族への支援を行います。

②相談体制の確保

アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談等を実施します。

【超高齢化による多死社会への対応】

1. 人生会議（ACP）の普及・啓発

【地域医療課】

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者と家族や医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、開催した有識者会議の意見を踏まえ、セーフティーネットとしての墓の提供を行います。

（1）お墓に対する意識・ニーズの変化、墓じまい・無縁化増加への対応【斎園管理課】

子や孫に承継を前提としない墓地への需要に対応するため、鴨越墓園内の「期限付墓地」の募集・供用を令和7年夏頃から開始します。

さらに、自然回帰志向に対応するため、山林の形状を生かした新たな墓地の形態である「樹林葬墓地」をひよどりごえ森林公園内に整備し、令和7年度末頃から募集を開始します。

また、市立墓園・墓地において、無縁墓調査を実施し、適正管理に取り組みます。

（2）エンディングプラン・サポート

【斎園管理課】

頼れる身寄りのない低所得の高齢者に対して、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀予約・納骨契約手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」を実施します。また、所得要件について撤廃にむけた検討を行います。

【食品衛生・環境衛生】

1. 食の安全・安心の確保

【食品衛生課】

食の安全と安心を確保するため、飲食店等に対する許可審査・抜き取り検査・監視指導・相談対応のほか、食品関係業者や市民向けの啓発を行います。

2. 銭湯の利用促進

【環境衛生課】

銭湯の持続的な経営を支援するため、既存の設備改修補助を大規模改修等まで拡充した制度を創設し、健康増進等や住民の交流促進の場となるような銭湯を支援します。

また普段銭湯を利用していない方にも銭湯の魅力を知ってもらうため、デジタルスタンプラリーを行うとともに、地域子育て入浴割引を実施することで銭湯の活性化を図ります。

【動物愛護の推進】

1. 動物愛護の推進

【環境衛生課】

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の譲渡会などを実施するほか、アニマルセラピーなどこどもから高齢者まで様々な世代を対象とした魅力あるプログラムを実施し、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。

また、災害の際にも、ペットを飼っている方が安心して避難（同行避難）できるよう、各区の総合防災訓練の場などを通じて「災害時のペットとの避難ガイドライン」の普及啓発を行います。